◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

スコープ

地域未来投資促進税制の地方税減免は併用可

大胆な投資促進税制と他の投資税制との関係

令和８年度税制改正で創設された大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）だが、同税制の投資計画実施中は、①地域未来投資促進税制、②中小企業経営強化税制、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けることができないので留意したい。ただし、地域未来投資促進税制については、地域未来投資促進法に基づく計画承認や金融機関による支援措置を受けることが可能であるほか、地方税の減免との併用は可能となっている。

投資計画実施期間中は地域未来促進税制などとの併用不可

大胆な投資促進税制については、改正産業競争力強化法の施行日（令和８年７月31日）から令和11年３月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日から５年を経過する日までの間に設備等（特定生産性向上設備等）の取得等をし、事業の用に供する必要がある。このため、建設工事が長期化する大型設備投資にも適用が可能となっている。

ただし、同税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その特定生産性向上設備等に係る投資計画の実施期間内の日を含む事業年度は、事業者単位で類似の設備投資税制の適用が制限されることになるので留意したい。

具体的には、①地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）、②中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）（※ただし、繰越税額控除制度を除く）、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除）（※ただし、令和８年３月31日までに主務大臣の認定を受けた計画に記載された設備は適用制限の対象外）である。

地域未来投資促進法に基づく計画承認は可能

このうち、地域未来投資促進税制については、地域未来投資促進法に基づく計画承認や金融機関による支援措置を受けることは可能だ。また、地域未来投資促進法における国（主務大臣）の確認を受けた承認地域経済牽引事業においては、各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合があるが、地方税の減免と大胆な投資促進税制との併用は可能となっている。大胆な投資促進税制における適用制限については、あくまで所得税・法人税に係る措置であ

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

【表】 地域未来投資促進税制と大胆な投資促進税制の比較

	税制名	設備投資/投資計画	控除率等	投資額の範囲	他税制との併用等	申請の主な流れ	申請期限
大企業も活用可能	**大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）**	・機械装置、**建物**等 ・**投資利益率が年平均15%以上**等の要件を確認申請で確認	【機械装置等】税額控除**7%** or **即時償却** 【建物等】税額控除**4%** or **即時償却**	・**35億円以上**（中小企業者等**5億円以上**） ・資産毎に**下限額**が存在。（機械装置160万円以上、建物1,000万円以上等）	・CN投資促進税制（令和8年3月末までに認定を受けた設備は除く）、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制との併用不可 ・戦略分野国内生産促進税制の控除額から除く ・税額控除は法人税額20%上限	①確認申請 →確認書発行 ②適合証明申請 →適合証明書発行	2029/3/31（確認から5年以内適用可）
	地域未来投資促進税制	・機械装置、**建物**等 ・**「地域の特性を活かす」**等の事業分野や**投資収益率が年平均5%以上**等の要件を確認申請で確認	【機械装置等】税額控除**4%（最大6%）** or 特別償却**35%（最大50%）** 【建物等】税額控除**2%** or 特別償却**20%**	・**1億円以上80億円以下**（一部類型は10億円以上80億円以下）	・大胆な投資促進税制との併用不可 ・税額控除は法人税額20%上限	①地域未来投資促進法に基づく地域未来牽引事業計画申請 →計画承認（知事） ②本税制の確認申請 →確認書発行（大臣）	2028/3/31

（出典：経済産業省）

り、各自治体の条例の適用までを制限するものではないからだ（ただし、地方税の減免措置は各自治体の条例等により制限があるケースもありえるので、条例の確認は必要）。

計画の申請は同時に実施可能

地域未来投資促進税制については、令和10年3月31日までに計画の承認を受け、対象設備を新設等し、事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除の適用を受けることができる。投資収益率が年平均5%以上であることや投資額が1億円以上80億円以下といった要件など、大胆な投資促進税制よりも適用までのハードルは低くなっている。事業者によっては、中小企業経営強化税制の選択適用と同じく（本誌1134号4頁参照）、大胆な投資促進税制との選択適用も検討に値しよう（**表**参照）。

なお、最終的に法人税等の税制措置の適用はどちらか一方に制限されることになるが、大胆な投資促進税制における投資計画の確認と地域未来投資促進法に基づく計画承認は同時に実施することは可能となっている。また、複数の投資計画があれば、投資期間を調整し、地域未来投資促進税制を令和10年3月末までに適用し、その後、大胆な投資促進税制の適用を受けることもできる。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ